

2021年1月26日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」に関する意見

(意見提出者)

一般社団法人流動化・証券化協議会

国際規制委員会

〒105-0011

東京都港区芝公園3丁目5-8

機械振興会館505号室

TEL: 03-6450-1421

FAX: 03-6450-1432

貴庁より2020年(令和2年)12月24日付けで公表された「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」(以下、「規制方針案」)について下記の通り意見<sup>1</sup>を申し述べます。今後のご検討においてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1 金融機関向け債権のうち、カバードボンドに係る規定(CRE 20.33~39)

「規制方針案」にはカバードボンドに関する言及が何も見当たりませんが、カバードボンドの扱いについては国際合意 CRE 20.33~39<sup>2</sup>に記載の規定をできるだけそのまま国内実施すること<sup>3</sup>を希望します。その際に、「カバードボンド」として扱う金融機関向け債権の範

---

<sup>1</sup> 当協議会は多数の金融機関を含む様々な業態におよぶ会員基盤を有しておりますが、ここで申し述べる意見は金銭債権の流動化・証券化とある程度の関連が認められる点に限定しており、個々の会員の意見・要望を網羅したものとはなっておりません。

<sup>2</sup> ここでいう「国際合意」は「規制方針案」の用法に従います。「規制方針案」での用法と同様に、条文への参照は合意文書そのものではなく“The Basel Framework”の параグラフ番号を用います。[https://www.bis.org/basel\\_framework/](https://www.bis.org/basel_framework/)

<sup>3</sup> 貴庁および日本銀行のウェブサイトに掲載された「金融庁/日本銀行」による日本語の解説資料「信用リスク(標準的手法)の概要」中、金融機関向け債権の解説においてカバードボンドに関する言及が一切見られませんでした。

囲（すなわち、「カバードボンド」の定義規定等）については、国際合意の文言に依拠しつつ、カバードボンドに係る法令が整備され、カバードボンドを対象とした監督が行われているなど、カバードボンドが制度として定着している欧州諸国に限定してしまうことなく、我が国を含むアジア・太平洋諸国（日本、シンガポール、オーストラリア、韓国等）の金融機関等が発行したものが含まれるような配慮を希望します。カバードボンドに係る日本語による告示の定義文言などについても是非ともご相談させていただきたく存じます。

カバードボンド関連の国際合意上の規定を国内実施に当たってそのまま導入することは、貴庁による流動性比率（LCR）規制の国内実施において既に見られるところです。流動性比率規制に関する告示<sup>4</sup>では、「カバード・ボンド」を定義（同告示第1条第30号）したうえで、「適格流動性資産」のうち「レベル2A資産」に含めると規定（同告示第10条）しています。この規定は、2010年12月の国際合意（2015年1月より実施とされているもの）のLCR30.43に準拠するものとなっています。もっとも、カバードボンドに係る国際合意上の規定を採用しなかった事例もあると認識しています。貴庁が銀行法施行令・施行規則等の大口信用供与等規制を改正し昨年（2020年）4月1日に施行したバーゼル銀行監督委員会の「大口エクスポージャー」関連の規制については、カバードボンドに係る国際合意（LEX 30.37～30.40）は一切国内規制として採用されませんでした。

内閣府が設置している「規制改革・行政改革ホットライン」に都銀懇話会が令和元年（2019年）10月8日に内閣府宛に提出したカバードボンドに関連する要望に対する令和2年（2020年）7月29日の「金融庁・法務省」の回答に「ルール下で発行されたカバードボンドにバーゼル適格が認められた場合には、投資家のすそ野の拡大により発行体の安定した外貨調達や調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります」といった記述が見られます<sup>5</sup>。

この業界要望と貴庁等による回答は、本邦金融機関が発行するカバードボンドを外国の

---

「プレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官はバーゼルIIIの最終化に合意」の公表について」平成29年（2017年）12月8日 金融庁

<https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20171208-1.html> このページに2018年2月上旬に追加掲載された「信用リスク（標準的手法）」の概要に関する「金融庁／日本銀行」による日本語の解説資料中、「銀行向け債権」を説明するページを参照。

<sup>4</sup> 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成26年金融庁告示第60号）

<sup>5</sup> 受付番号 311028056 「健全なカバードボンド市場の発展の為のルールの明確化」公表資料は、内閣府「規制改革ホットライン」で受け付けた提案及び所管省庁からの回答について」中、「検討要請に対する所管省庁からの回答」の「金融庁・令和元年度分」など。

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/h\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/h_index.html)

金融機関が投資家として取得する際に不利に扱われることのないよう本邦においてカバードボンドに係るルール作りを検討することを想定したものとなっており、本邦金融機関が投資家の立場で（外国の発行体によるものであれ、国内の発行体によるものであれ）カバードボンドを取得し保有する状況は想定していないと思われます。しかしながら、発行体としてだけではなく、投資家としての本邦金融機関の立場を想定しても、本邦金融機関と欧州諸国などの外国の金融機関にとってのカバードボンドの扱いが大きく異なることは、本邦金融機関にとって競争上の不利益をもたらすとも考えられます。こうしたことから、本邦金融機関が投資家の立場でカバードボンドを取得し保有する際の自己資本比率規制上の扱いは「国際合意」に準拠したものとすることを要望します。

## 2 不動産関連債権の範囲について（CRE 20.69 他）

不動産に対して第一順位抵当権を設定している貸付債権に限定することなく、債権保全面において実質的に不動産に対して担保を設定している状況と差異が見られない形態のエクスポージャーについても「不動産関連債権」として扱えることを明示していただきたいと存じます。たとえば、主に不動産を信託財産とする信託受益権、そのような信託受益権または信託財産が（担保設定されているか否かに関係なく）責任財産となる貸付債権などを想定しています。

現行規制下で内部格付手法採用行にとっては「特定貸付債権」または「株式等」の扱いとなり、標準的手法採用行にとって「証券化エクスポージャー」扱いとなる不動産担保ローン（およびそうしたローンを運用対象とするファンド）については、「証券化エクスポージャー」として扱うべき範囲を慎重に検討したうえで、「バーゼル III 最終化合意」の国内実施時に内部格付手法採用行と標準的手法採用行との間に極端な不公平感が生じないように配慮をお願いします。

具体的には、現状「特定債権」に該当するエクスポージャーの大半が「最終化合意」実施時に「不動産関連」に区分されることに伴い、金融庁Q&A「第1条-Q3 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。（平成19年5月9日追加、平成23年9月12日修正）」の本文および付属の「図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例」の改廃を検討する際に、「証券化エクスポージャー」に該当するか否かの判定基準につき、内部格付手法採用行と標準的手法採用行との間に差異が生じないように修正することを希望します。

以上

## 提出コメント（金融庁指定フォーマット）

No	項番	コメント	提出者
1	全般	<p>【金融機関向け債権のうち、カバードボンドに係る規定（CRE 20.33～39）】</p> <p>「規制方針案」にはカバードボンドに関する言及が何も見当りませんが、カバードボンドの扱いについては国際合意 CRE 20.33～39 に記載の規定をできるだけそのまま国内実施することを希望します。その際に、「カバードボンド」として扱う金融機関向け債権の範囲（すなわち、「カバードボンド」の定義規定等）については、国際合意の文言に依拠しつつ、カバードボンドに係る法令が整備され、カバードボンドを対象とした監督が行われているなど、カバードボンドが制度として定着している欧州諸国に限定してしまうことなく、我が国を含むアジア・太平洋諸国（日本、シンガポール、オーストラリア、韓国等）の金融機関等が発行したものが含まれるような配慮を希望します。カバードボンドに係る日本語による告示の定義文言などについても是非ともご相談させていただきたく存じます。</p>	一般社団法人 流動化・証券化協議会
2	(6)	<p>【不動産関連債権の範囲について（CRE 20.69他）】</p> <p>不動産に対して第一順位抵当権を設定している貸付債権に限定することなく、債権保全において実質的に不動産に対して担保を設定している状況と差異が見られない形態のエクスポージャーについても「不動産関連債権」として扱えることを明示していただきたいと存じます。たとえば、主に不動産を信託財産とする信託受益権、そのような信託受益権または信託財産が（担保設定されているか否かに関係なく）責任財産となる貸付債権などを想定しています。</p> <p>現行規制下で内部格付手法採用行にとっては「特定貸付債権」または「株式等」の扱いとなり、標準的手法採用行にとって「証券化エクスポージャー」扱いとなる不動産担保ローン（およびそうしたローンを運用対象とするファンド）については、「証券化エクスポージャー」として扱うべき範囲を慎重に検討したうえで、「バーゼルIII最終化合意」の国内実施時に内部格付手法採用行と標準的手法採用行との間に極端な不公平感が生じないような配慮をお願いします。</p> <p>具体的には、現状「特定債権」に該当するエクスポージャーの大半が「最終化合意」実施時に「不動産関連」に区分されることに伴い、金融庁 Q &amp; A「第 1 条-Q3 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 23 年 9 月 12 日修正）」の本文および付属の「図 1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例」の改廃を検討する際に、「証券化エクスポージャー」に該当するか否かの判定基準につき、内部格付手法採用行と標準的手法採用行との間に差異が生じないように修正することを希望します。</p>	一般社団法人 流動化・証券化協議会